

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年10月23日

【事業年度】 第54期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

【会社名】 エスペック株式会社

【英訳名】 ESPEC CORP.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 野 路 井 達

【本店の所在の場所】 大阪市北区天神橋 3 丁目 5 番 6 号

【電話番号】 06(6358)4741(代表)

【事務連絡者氏名】 専務執行役員管理本部長 中 井 良 雄

【最寄りの連絡場所】 東京都港区港南 2 丁目15番 1 号品川インターシティ A棟
12階
エスペック株式会社東京支社

【電話番号】 03(5783)8731(代表)

【事務連絡者の氏名】 執行役員東京支社長 曾 田 聖 二

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜 1 丁目 8 番16 号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月27日に提出した第54期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は__線__で示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) 会社の機関の内容および内部統制システムの整備の状況等
(追加)

⑦ 取締役の定数等

当社は、定款において取締役の定数を定めております。また、取締役の選任においては、定款において選任決議の定足数を引下げております。定款の内容は次のとおりであります。

ア 定数 当会社の取締役は、8名以内とする。

イ 選任の決議方法

・取締役は、株主総会の決議によって選任する。

・取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

・取締役の選任決議は、累積投票によらない。

⑧ 取締役会の権限

当社では、経済情勢の変化に迅速に対応し、機動的な経営を遂行できるように、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる旨、および取締役会の決議によって、毎年9月30日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に中間配当を行うことができる旨、定款に定めております。

⑨ 株主総会の特別決議要件

当社では、特別決議を機動的に行うことができるよう、会社法第309条第2項の定めによる株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう旨、定款に定めております。